

平成30（2018）年度 東京大学大学院医学系研究科博士後期課程学生募集要項

教育研究上の目的

本研究科は、生命現象のしくみの解明、疾病の克服および健康の増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、医学系領域の各分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーを養成することを目的とする。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

1. 東京大学大学院医学系研究科博士後期課程は、生命現象のしくみの解明、疾患の予防・克服と回復の促進、発達支援・健康増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、各専門分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーとしてのポテンシャルをもつ学生を求める。

2. 入学者選抜においては、以下の点が問われる。

○医学・看護学・保健学に関する基本的な知識を礎として、生命現象のしくみの解明、疾患の予防・克服と回復の促進、発達支援・健康増進に向けて保健学・看護学における課題解決に向けて独創的な研究に取り組む能力をもっていること。

○論理的で明晰な分析力と、既成の概念にとらわれない新鮮な着想力で、医学・看護学・保健学の未来を切り拓いていく能力をもっていること。

○大学院で獲得した高度な知識と研究能力を礎として、専門領域の各分野において国際的なリーダーとして活躍できる能力と意欲をもっていること。

○英語による講義、演習に必要な英語コミュニケーション能力と医学・保健学および関連領域の基礎的知識を有すること。

なお、医学系研究科博士後期課程の各専攻では以下の教育研究上の目的を掲げており、入学者選抜においてはこれらの目標達成に必要な基礎的素養を具えていることが求められる。

【国際保健学専攻】

東京大学大学院医学系研究科国際保健学専攻の博士後期課程は、生命現象のしくみの解明、疾病の克服および健康の増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、医学系領域の各分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーを養成することを目的とする。

【健康科学・看護学専攻】

東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻の博士後期課程は、出生前から人生の最期に至るまで、ライフサイクルの各期に応じた発達支援・健康増進、疾病の予防と回復、支援環境整備に寄与する最先端研究を推進するとともに、健康科学・看護学領域の各分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーを養成することを目的とする。

1. 出願資格

- (1) 日本の大学において修士の学位又は専門職学位を得た者及び平成30(2018)年3月31日(注5)までに得る見込みの者(注1)
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により修士の学位を授与された者及び平成30(2018)年3月31日(注5)までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30(2018)年3月31日(注5)までに授与される見込みの者(注2)
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30(2018)年3月31日(注5)までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び平成30(2018)年3月31日(注5)までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校、上記出願資格(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学において、大学院設置基準第16条の2に規定する博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格した者及び平成30(2018)年3月31日(注5)までに合格する見込みの者で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認められた者(注3)

- (7) 日本の大学を卒業又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、日本又は外国の大学若しくは研究所等において2年以上研究に従事した者及び平成30(2018)年3月31日(注5)までに2年以上研究に従事する見込みの者で当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者(注1)(注2)(注3)
- (8) 個別の入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、平成30(2018)年3月31日(注5)において24歳に達しているもの(注4)

(注1) 上記(1)、(7)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条の定める日本国内の大学を示す。

(注2) 上記(3)、(7)には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。

(注3) 上記(6)又は(7)で出願しようとする者については、出願前に入学資格審査を行うので、事前に本研究科事務部(6.出願手続(3)あて先)に申し出たうえで、下記の期日までに審査に必要な書類を提出すること。

健康科学・看護学専攻(社会人等特別選抜)	平成29(2017)年6月5日(月)
国際保健学専攻(平成29年9月入学選抜)	平成29(2017)年4月27日(木)
健康科学・看護学専攻(一般選抜)	} 平成29(2017)年11月13日(月)
国際保健学専攻(平成30年4月入学選抜)	

- (注4) ① 上記(8)に該当する者とは、上記(1)から(7)に該当しない者のうち、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者とする。
- ② 上記(8)で出願しようとする者については、出願前に個別の入学資格審査を行うので、事前に本研究科事務部(6.出願手続(3)あて先)に申し出たうえで、下記の期日までに審査に必要な書類を提出すること。

健康科学・看護学専攻(社会人等特別選抜)	平成29(2017)年6月5日(月)
国際保健学専攻(平成29年9月入学選抜)	平成29(2017)年4月27日(木)
健康科学・看護学専攻(一般選抜)	} 平成29(2017)年11月13日(月)
国際保健学専攻(平成30年4月入学選抜)	

- ③ 個別の入学資格審査で修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者について出願を受け付け、受験を許可する。

(注5) 平成29(2017)年9月入学希望者の場合は、上記(1)から(8)における「平成30(2018)年3月31日」については、「平成29(2017)年9月21日」に読み替えるものとする。なお、平成29(2017)年9月22日から9月30日までの間に願資格(1)から(8)のいずれかを満たす者は、出願を認める場合があるので、該当者は事前に本研究科事務部(6.(3)あて先)に問い合わせること。

2. 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、第1次試験及び第2次試験による。
- (2) 第1次試験における選抜は、次のとおり。
健康科学・看護学専攻 外国語審査 (TOEFL成績証明書の提出による) 及び筆記試験 (専門科目)
国際保健学専攻 外国語審査 (TOEFLあるいはIELTS成績証明書の提出による)
- (3) 第2次試験における選抜は、第1次試験の合格者のみについて行い、修士の学位論文又はこれに代わるものの審査、出身学校の学業成績、及び口述試験による。
- (4) 本研究科において平成29(2017)年4月1日から平成30(2018)年3月31日(注1)の期間に修士又は専門職学位の学位を得た者もしくは得る見込みの者については、第1次試験を免除する。
また、本研究科において平成27(2015)年4月1日から平成29(2017)年3月31日(注2)の期間に修士又は専門職学位の学位を得た者についての選抜は、次のとおりとする。
- ①健康科学・看護学専攻受験者については、第1次試験の外国語審査を免除する。
②国際保健学専攻受験者については、第1次試験を免除する。

(注1) 国際保健学専攻の平成29年9月入学希望者については、「平成28(2016)年10月1日から平成29(2017)年9月22日」と読み替えるものとする。

(注2) 国際保健学専攻の平成29年9月入学希望者については、「平成26(2014)年10月1日から平成28(2016)年9月30日」と読み替えるものとする。

3. 試験科目及び募集人員

専攻名	専攻分野		第1次試験科目		募集人員
			外国語	専門科目	
健康科学・看護学	健康科学講座 (パブリックヘルスプログラム)	健康社会学 精神保健学 疫学・予防保健学 健康学習・教育学 健康増進科学 生物統計学 医療倫理学 社会予防疫学 保健医療情報学 精神保健政策学	外国語審査 英語 (TOEFL成績証明書による審査)	下記の2題	10名
		看護体系・機能学 看護管理学 高齢者在宅長期ケア看護学 緩和ケア看護学 家族看護学 地域看護学 精神看護学 老年看護学 母性看護学・助産学 行政看護学 創傷看護学 ライフサポート技術開発学 アドバンスドナースングテクノロジー 放射線健康科学 歯科保健学			
国際保健学		国際保健政策学 国際地域保健学 人類遺伝学 発達医科学 人類生態学 生物医学化学 国際疫学* 熱帯病学* 国際環境医学* 医学教育国際協力学*	外国語審査 英語 (TOEFLあるいはIELTS成績証明書による審査)		9名**

備考

- (1) 試験の成績によっては、入学許可者数が募集人員に達しない場合がある。
- (2) 健康科学・看護学専攻の募集人員は、社会人等特別選抜及び一般選抜を併せた人数であり、社会人等特別選抜による者は、若干名である。
- (3) 健康科学・看護学専攻の社会人等特別選抜に出願した者は、一般選抜に出願することはできない。
- (4) TOEFL成績証明書の提出方法等の詳細は、添付書類に掲載されている各専攻の外国語（英語）についての記述を参照すること。
- (5) *国際疫学、熱帯病学、国際環境医学及び医学教育国際協力学は国際保健学専攻の関連分野である。
- (6) 国際保健学専攻は Global Health Sciences (GHS)の入試と共通で行う。

(7) **平成29年9月入学者及び平成30年4月入学者を合わせた定員とする。

4. 試験期日及び場所

専攻	区分	第1次試験	第1次試験合格者の発表	第2次試験
健康科学・看護学	社会人等特別選抜 ・看護学講座のみ ・出願時に修士課程又は 専門職学位課程を修了 している者	平成29(2017)年 8月21日(月)	平成29(2017)年 8月24日(木)正午	平成29(2017)年 8月28日(月)
	一般選抜 ※社会人等特別選抜出願 者は、出願不可	平成30(2018)年 1月31日(水)	平成30(2018)年 2月2日(金)正午	平成30(2018)年 2月5日(月)
国際保健学	平成29年9月入学選抜	外国語審査 出願時に提出(送 付)されたTOEFLあ るいはIELTSの成 績証明書による	平成29(2017)年6月下旬 郵送にて合否結果を通知	平成29(2017)年 7月12日(水)
	平成30年4月入学選抜		平成30(2018)年1月下旬 郵送にて合否結果を通知	平成30(2018)年 2月2日(金)

備考

- 試験の時間割及び試験場は、郵送する「受験者心得」による。
- 健康科学・看護学専攻の第1次試験合格者の発表は、医学部本館前の掲示場に行く。
国際保健学専攻の外国語審査合格者の発表は、平成29(2017)年9月入学選抜は6月下旬、平成30(2018)年4月入学選抜は1月下旬に郵送にて合否結果を通知する。1次合格者については併せて受験票も送付する。
- TOEFL成績証明書の提出方法等の詳細は、別紙、各専攻の「博士後期課程入試の外国語審査について」を参照すること。

5. 合格者の発表及び入学手続

(1) 合格者の発表

合格者は、下記の期日に、医学部本館前の掲示場に発表する。

健康科学・看護学専攻(社会人等特別選抜)	平成29(2017)年9月7日(木)正午
国際保健学専攻(平成29年9月入学選抜)	平成29(2017)年7月27日(木)正午
健康科学・看護学専攻(一般選抜)	平成30(2018)年2月8日(木)正午
国際保健学専攻(平成30年4月入学選抜)	

- 入学許可書は、平成30(2018)年2月末頃、本人あてに郵送する。ただし、国際保健学専攻(平成29年9月入学)については、平成29(2017)年7月27日付で郵送する。
- 入学許可書を受けた者は、その際送付される入学手続要領に従い、平成30(2018)年3月2日(金)、5日(月)及び6日(火)に必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。ただし、国際保健学専攻(平成29年9月入学)については、平成29(2017)年8月28日(月)から29日(火)に手続を行うこと。

所定の入学手続を行わない場合は、入学しないものとして取り扱うので注意すること。

(4) 入学時に必要な経費(平成30(2018)年度予定額)

(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

- ① 入学料 282,000円(予定額)
- ② 授業料前期分 260,400円(年額 520,800円)(予定額)

(注1) 9月入学者については、入学年度に303,800円(9月～3月:年額の12分の7)の納付となる。
(なお、標準修業年限による修了見込年度は217,000円(4月～8月:年額の12分の5)の納付となる。)

(注2) 上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

6. 出願手続

(1) 出願は郵送に限る。

郵送にあたっては、「提出書類等」を一括して本研究科所定の封筒に入れ、書留郵便とすること。

なお、所定の封筒に全部入らない場合は、所定の封筒を同封し、適当な梱包をして書留郵便とすること。

(2) 受付期間

受験を希望する専攻、専攻分野によって期間が異なるので注意すること。

健康科学・看護学専攻 (社会人等特別選抜)	平成29(2017)年6月29日(木)から7月7日(金)まで。 ただし、平成29(2017)年7月7日(金)までの消印があり、かつ7月11日(火)までに到着したものは受け付ける。
国際保健学専攻 (平成29年9月入学選抜)	平成29(2017)年5月23日(火)から5月31日(水)まで。 ただし、平成29(2017)年5月31日(水)までの消印があり、かつ6月2日(金)までに到着したものは受け付ける。
健康科学・看護学専攻 (一般選抜)	平成30(2018)年1月4日(木)から1月10日(水)まで。 ただし、平成30(2018)年1月10日(水)までの消印があり、かつ1月12日(金)までに到着したものは受け付ける。
国際保健学専攻 (平成30年4月入学選抜)	

(3) あて先

東京大学大学院医学系研究科事務部
〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号
TEL 03-5841-3309(医学系研究科大学院係)

(4) 提出書類等(※は本研究科指定の書式)

書類等	提出者	摘要
ア 入学願書 ※	全員	3か月以内撮影の正面上半身脱帽・無背景の同一写真を、入学願書、写真票及び受験票の所定欄に貼ること。
イ 返信用封筒 ※	全員	3通、出願者本人のあて名を記入し、「受験票在中」の封筒のみ、362円分の切手を貼ること。
ウ 検定料 ※ (30,000円)	下記を除く全員 ① 本学修士課程・専門職学位課程を平成30(2018)年3月に修了する見込の者 ② 日本政府(文部科学省)奨学金留学生 ※他大学に在学中の者は、奨学金留学生であることの証明書を提出すること。	銀行振込もしくはコンビニエンスストア又はクレジットカードでの払込に限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となります。 【銀行振込の場合】 所定の振込依頼書に必要な事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。 振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書の裏面の所定欄に貼り付けること。 【コンビニ又はクレジットカードでの払込の場合】 別紙「東京大学大学院医学系研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。
エ 成績証明書	全員	修士課程および学部(教養課程の成績を含む)の成績を証明するもの。コピー不可。
オ 修了証明書	既修了者 [本研究科修士課程又は専門職学位課程修了者は不要]	外国の大学院を修了した場合は、取得学位が記載されているもの。コピー不可。 学位授与機構又は大学評価・学位授与機構により学位を得た者は当該機構が発行した学位授与証明書を提出すること。コピー不可。
カ 研究計画書	全員	入学後の研究計画について、A4判2枚にまとめ、2枚とも左上に「研究計画書、氏名、ページ番号」を記載すること。
キ 修士論文(健康科学・看護学専攻)	健康科学・看護学専攻志望者 [平成30(2018)年3月に本研究科健康科学・看護学専攻修了見込の者は不要]	修士の学位論文としてまとめた研究内容又はこれに代わる研究内容を、別に定めた様式によりA4判8枚以内にまとめたものを3部提出すること。調査等の附録を付けることができる。(3部提出) 英語以外の外国語のものについては、日本語又は英語の訳文を添えること。
ク 修士論文及び要旨(国際保健学専攻)	国際保健学専攻志望者 [平成30(2018)年3月に本研究科国際保健学専攻修了見込の者は不要]	①「修士の学位論文」、あるいは「これまでの研究概要と得られた成果を英文で論文形式にまとめたもの1編(学術雑誌に掲載された論文の別刷でもよい。掲載前であれば、投稿原稿と受理を証明する資料)」を3部提出すること。 ② ①の要旨をA4判1枚にまとめ、1部提出すること。 英語以外の外国語のものについては、日本語又は英語の訳文を添えること。

ケ TOEFL等成績証明書	全員 [第1次試験の外国語審査(英語)を免除される者は不要(2. 選抜方法(4)参照)]	提出方法等の詳細は、別紙、各専攻の「博士後期課程入試の外国語審査について」を参照すること。 なお、国際保健学専攻については、IELTSの成績証明書でもよい。
コ 在職期間証明書	健康科学・看護学専攻 社会人等特別選抜受験者で社会人としての実務経験がある者	実務経験(年数・実務内容)を有することの所属長による証明(様式随意)。
サ 日本語能力証明書 ※	健康科学・看護学専攻 志望者の外国人のみ。 [日本の大学を卒業した者及び卒業見込み者は不要]	日本語の学力について、指導教員又はこれに準ずる者の証明書。 日本語学校等の証明書でもよい。

7. 注意事項

- (1) 受験票及び「受験者心得」は、6. 出願手続(4)イの返信用封筒で郵送する。試験の4日前までに到着しない時は、本研究科事務部(6. 出願手続(3)あて先)に連絡し、指示を受けること。
- (2) 筆記試験において、あらかじめ届け出た科目以外の科目を受験した場合は、無効となるので注意すること。
- (3) 出願手続後は、どのような事情があっても書類の変更は認めず、また、検定料の払いもどしはしない。提出された書類等は一切返却しない。
- (4) 研究論文があれば6. 出願手続(4)提出書類等に添えて提出してもよい。
- (5) 官公庁、学校、病院、民間企業等に在職のまま入学を希望する者は、学業に専念させる旨の職務先の長の承諾書(様式随意)を入学手続時(5. 合格者の発表及び入学手続(3))に提出すること。
- (6) 外国人は、入学手続時までに「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において、大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (7) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払いもどしはしない。
- (8) 障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は、出願時に本研究科事務部(6. 出願手続(3)あて先)に申し出ること。
- (9) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (10) 出願書類における履歴等について虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。
- (11) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。

平成29(2017)年4月